



令和7年度 船橋市特定教育・保育施設の 運営等に関する留意事項について

地域子育て部 保育入園課

目次

はじめに

1. 公定価格における主な注意点

- (1) 勤務実態のない職員への給与支払いについて
- (2) 利用定員超過に伴う減算要件について
- (3) 処遇改善等加算区分3の実人数のカウントについて
- (4) 常勤職員と所定労働時間の取扱いについて

2. 補助金における主な注意点

- (1) 宿舎借り上げ支援事業について
- (2) 予備保育士の雇用に要する費用について

はじめに

日頃より本市保育行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

本書は実際に実務を行う方に向けて、主な注意点をはじめ、理解の一助となるように作成しました。原則として、すでに周知済みの内容を基本としています。理解のしやすさに重点を置き、端的な表現にしているため、一部表現に不足がある場合がございます。実際の運用については国からの通知や当市要綱が優先されますのであらかじめご留意ください。

一部には参考文書等の記載もしていますので、併せてご確認いただきますようお願い申し上げます。

1. 公定価格における主な注意点

(1) 勤務実態のない職員への給与支払いについて（対象：保育所）

委託費の適正な運用として、**勤務実態のない職員への給与支払いは認められません。**

ただし、各事業所が給与規程等で定める支払い（いわゆる有給休暇、病気休暇や産前・産後休暇中の給与支払いを定めている場合）に該当する場合は除きます。

上記根拠

国の通知「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費経理等について」において、人件費は「保育所運営における職員の処遇に必要な経費」と定められているため

(2) 利用定員超過に伴う減算要件について

減算要件について令和8年度より変更されますのでご注意ください。

利用定員超え期間が5年度間から2年度間に変更されます。

令和7年度まで	令和8年度以降
①直前の連続する <u>5年度間</u> 、常に利用定員を超えていていること。	①直前の連続する <u>2年度間</u> 、常に利用定員を超えてていること。
②各年度の年間平均在所率が120%以上であること。	②各年度の年間平均在所率が120%以上であること。

※幼稚園及び認定こども園（1号認定）にあたっては2年度間のまま変更ありません。

参考

保育運営課発出 令和7年8月12日付船保運第1009号

「令和7年4月以降の利用定員の取り扱いについて」

(3) 処遇改善等加算区分3における実人数のカウントについて

加算見込額については①または②の少ない方の数にて算定します

A ①基礎職員数×1/3 ②加算当年度4月1日時点の研修修了者数

B ①基礎職員数×1/5 ②加算当年度4月1日時点の研修修了者数

このうち、「加算当年度4月1日時点の研修修了者数」が変更されます

	令和7年度まで	令和8年度以降
実人数A ・副主任保育士 ・中核リーダー ¹ ・専門リーダー	<u>3分野以上</u> 研修を <u>修了して いる、もしくは修了見込み</u> の副主任保育士等または園長等	<u>4分野以上</u> 研修を <u>修了して いる</u> 副主任保育士等または園長等
実人数B ・職務分野別 リーダー ² ・若手リーダー	1分野以上研修を修了して いる職務分野別リーダー等	1分野以上研修を修了して いる職務分野別リーダー等

(4) 常勤職員と所定労働時間の取扱いについて

所定労働時間等に幅が設けられている場合や雇用形態によって所定労働時間が異なる場合は、**公定価格上は最も長く勤務する職員の勤務時間**により常勤職員と判断します。

「常勤職員（いわゆる正社員）の所定労働時間」と「各施設・各事業所が常勤職員と定義する勤務時間」が異なる場合、「**常勤職員（いわゆる正社員）の所定労働時間**」が公定価格における「各施設・各事業所の就業規則等で定めた常勤職員の勤務時間」に該当します。

最低基準上の常勤職員の取扱いとは異なりますのでご注意ください。

参考

- ・こども家庭庁成育局長発出 令和6年6月25日付こ成保666
「保育所等における勤務時間短縮保育士の定義及び取扱いについて（通知）」
- ・令和7年3月14日付船橋市からの電子メール
「国の公定価格における常勤保育士等の定義変更等について（補足周知）」

2. 補助金における主な変更点

(1) 宿舎借り上げ支援事業について

- ・令和7年度より金額が増額となっています

月額69,000円→月額**73,000円**

- ・令和8年度より、対象者について次のとおり変更予定です

市内で1回限り→**他市も含めて1回限り**

	令和6年度まで	令和7年度	令和8年度以降
限度額	69,000円	<u>73,000円</u>	<u>73,000円（予定）</u>
対象者	船橋市内で制度を利用したことがない方 <u>（市内で</u> 1人1回限り)		過去に制度を利用したことがない方 <u>（他市も含めて</u> 1人1回限り)

(2) 予備保育士の雇用に要する費用について

予備保育士の雇用に要する費用の補助上限人数について、令和7年度に限り認めていた経過措置は**令和8年3月31日で終了**となります。

補助上限人数

令和7年度まで	令和8年度以降
① 基本分 ② <u>1・2歳児配置改善分（※）</u>	① 基本分 ② <u>2歳児配置改善分</u>

※ 1歳児配置改善加算の適用がない場合